

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を修了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ① 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 70%を返還するものとする。
- ② 入社後 1 か月を超え 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%を返還するものとする

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

スギノサポート

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-304344